

家庭用コージェネレーションシステム契約選択約款

東 日 本 ガ ス 株 式 会 社

平成24年 10月 1日実施

1. 目的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「その他期」とは5月から11月までをいい、「冬期」とは12月から4月までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。
- (6) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (7) 「我孫子地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、1. の区域をいいます。
- (8) 「取手地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、2. の区域をいいます。
- (9) 「栄地区」とは、一般ガス供給約款の別表第1. 供給区域のうち、3. の区域をいいます。

4. 適用条件

- (1) 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅または1需要場所におけるガスメーターの能力（一般ガス供給約款および他の選択約款（小型空調契約および空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたは一般ガス供給約款12(7)の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が16立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、我孫子地区、取手地区のお客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が0.7kW以上5kW以下であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。
 - ② 当社と他のガス使用契約の解約と同時にこの契約を適用する場合は、契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間はその契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って契約の解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約を、その契約期間満了前に契約の解約または一般ガス供給約款に変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（(5)において同じ。）
- (5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による使用の申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款にもとづく契約の料金を、支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般ガス供給約款の申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) お客さまは、この選択約款にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他の選択約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金または(3)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (2) 当社は、料金の支払いが、一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(5)により算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といいます。）を、料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (3) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したものを（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (4) 当社は、早収料金および遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (5) 当社は別表の料金表を適用して（料金表の基本料金および基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）、早収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当り）

71,480円

- ② 平均原料価格（トン当り）

別表1(2)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当りLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトン当りLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が114,370円以上となった場合は、114,370円といたします。

（算式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当りLNG平均価格} \times 0.9604 + \text{トン当りLPG平均価格} \times 0.0393$$

（備考）

トン当りLNG平均価格及びトン当りLPG平均価格は当社の営業所及び支社に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. 契約の変更または解約

- (1) 2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものとします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約することができるものいたします。

11. 供給停止および供給停止の解除

- (1) 当社は、一般ガス供給約款35の規定で定める場合の他に、お客さまが当社との過去のガス使用契約（すでに消滅しているものも含みます。）にもとづく料金について支払期限日を経過してもなお料金の支払いがないという事実が判明し、期日を定めて支払いを請求したにもかかわらず、なお期日までに支払いがない場合には、ガスの供給を停止することがあります。
- (2) (1)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが当社との過去のガス使用契約（すでに消滅しているものも含みます。）にもとづく料金で支払期限日が到来したすべての料金を支払われたことを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。

12. 設置確認

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成24年10月1日から実施いたします。

2. 本約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、平成24年9月30日までガス選択約款(家庭用コージェネレーションシステム契約)(以下「旧選択約款」という)の適用があり、平成24年10月1日以降本契約においても引き続き同一の契約種別の適応があるお客様について、平成24年9月30日が含まれる料金算定の早収料金は、次の算式により算定いたします。

(算式)

早収料金＝旧選択約款適用期間の早収料金＋本選択約款適用期間の早収料金

旧選択約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切り捨て)

＝旧選択約款の基本料金×D1/D＋旧選択約款の調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の早収料金(小数点以下の端数切り捨て)

＝本選択約款の基本料金×D2/D＋本選択約款の調整単位料金×V2

(備考)

D＝料金算定期間の日数

D1＝Dのうち平成24年9月30日までの期間に属する日数

D2＝Dのうち平成24年10月1日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V1＝旧選択約款適用期間の使用量

＝V×D1/D(1立方メートル未満の端数切り捨て)

V2＝本選択約款適用期間の使用量

＝V－V1

- (2) 適用料金は、旧選択約款の料金、本供給約款の料金とも、いずれに該当するかは、以下により判定いたします。

- ① 旧選択約款適用期間については、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定します。

(算式)

1か月換算使用量＝V1×D/D1

- ② 本選択約款適用期間については、次の算式により算定した1か月換算使用量により判定します。

(算式)

1か月換算使用量＝V2×D/D2

- (3) 当社は、平成24年9月30日まで平成21年6月1日実施の選択約款に基づき契約を締結されていた方で、平成24年10月1日以降この選択約款が適用される方については、本選択約款においてもその契約期間を適用いたします。

(別表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は、2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 調整単位料金を算定しなかった場合、その他期の基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用し、冬期の基準単位料金は、料金算定期間の末日が冬期に属する料金に適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

① その他期

1か月およびガスメーター1個につき	2,205円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	---------------------------

② 冬期

1か月およびガスメーター1個につき	3,045円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	---------------------------

(2) 基準単位料金

① その他期

1立方メートルにつき	98.64円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

② 冬期

1立方メートルにつき	111.49円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。